ときにその旨を知らせることを含む。以下、同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付又は開示の求めを行った者が同意した方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二　協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三　法令に違反することとなる場合

2　協会は、前項ただし書きにより、開示をしない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（訂正等の求め）

**第31条**　協会が保有する個人データについて、本人は、その個人データの内容に誤りがあることを理由として、その内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求めることができる。

2　前項の場合、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

3　協会は、前２項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

4　協会は、第１項及び第２項の規定により従業員等の個人情報を訂正等する場合、それまで不正確な又は不完全な個人情報を提供していた関係者に対し、修正を施した内容について、可能な範囲で通知するものとする。ただし、従業員等が通知は不要である旨を同意した場合にはこの限りでない。

（利用停止等の求め）

**第32条**　協会が、本人から、その個人情報が、法第16条、第17条、第23条第１項に違反していること（特定された利用目的の範囲を超えて取り扱っていること、不適正な方法による取得であること、又は本人の同意を得ないで第三者に提供していること）を理由として、その利用又は第三者への提供の停止、削除等の求めがあり、その求めが正当と認められるときは、個人情報保護管理者の指示により、遅滞なく、その違反を是正しなければならない。

（開示等の求めの方法）

**第33条**　前４項に定める利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止を求める方法は、別紙４に定めるところによる。ただし、協会の役員及び従業員の個人情報については、本人から総務課長にその旨を申し出ることをもって足りる。

（不開示等の場合の説明義務）

**第34条**　協会は、本人から求められた保有個人データの開示、訂正又は利用停止若しくは第三者への提供停止の全部又は一部について、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その決定の理由について、根拠となる法の条文及び事実を示して説明を行わなければならない。

## 第９章　危機管理

（苦情への対応）

**第35条**　協会は、個人情報の取扱いに関する苦情を、次に掲げる窓口において受け付けるものとし、この窓口について公表しなければならない。

| | |
|---|---|
| 貸金業者等又は債務者等からの苦情 | 相談センター |
| 従業員・役員からの苦情 | 総務課 |
| その他からの苦情 | 所掌担当課 |

2　協会は、前項各号の窓口において受けた苦情について、速やかに個人情報保護管理者に報告するものとする。

3　報告を受けた個人情報保護管理者は、速やかに事実関係を調査し、必要な是正措置をとらなければならない。この場合、協会は、必要に応じて顧問弁護士その他の専門家の意見を聞くことが望ましい。

4　協会は、苦情の処理結果を、速やかに苦情を申し出た者に報告するものとする。

（漏洩等が生じた場合の措置）

**第36条**　個人情報の管理に関して、漏洩、滅失、毀損その他問題となる事案が発生したときは、次の各号に掲げる措置を順次にとるものとする。

一　問題となる事案が発生したことを知った職員は、直ちに、当該個人情報を管理する個人情報保護管理者に、その旨を報告する。

二　個人情報保護管理者は、前号の報告を受けたときは、速やかに副総括個人情報保護管理者に報告するとともに、被害の拡大防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を講じる。

三　個人情報保護管理者は、前号の措置を講じた後、速やかに、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、その調査結果を総括個人情報保護管理者及び副総括個人情報保護管理者に報告する。

四　総括個人情報保護管理者又は副総括個人情報保護管理者は、前号の結果を監督官庁に報告し、また可能な限り公表する。

## 第10章　個人情報保護宣言

**第37条**　協会は、次の事項を含む個人情報保護宣言を策定し、協会のホームページへの掲載、事務所における掲示等により、公表するものとする。

一　個人情報保護への取組み方針

ア　本規則及び関係法令を遵守すること

イ　個人情報を目的外に利用しないこと

ウ　個人情報の保護に関する苦情処理に適切に取り組むこと

二　個人情報の利用目的の通知・公表等の手続き

三　保有個人データの開示等の手続等、個人情報の取扱いに関する諸手続

四　個人情報の取扱いに関する質問及び苦情処理の窓口

**附　則**

1　この規則は、平成19年12月19日から施行する。

2　この規則の改正にあたっては、従業員の過半数を代表する者との協議を経なければならない。

**附　則**

この規則は、平成21年６月18日から改正施行する。

（21．6.16　第３回理事会決議）

・第９条表題に「委員・」を追加挿入及び同条本文中「役員の選任のために～」を「役員及び委員の選任のために～」に変更

・（別紙１）の個人情報の分類に「５．貸金業務取扱主任者の登録申請者の個人情報」と「９．試験委員の個人情報」を、利用目的に「主任者登録の管理事務」と「選任、業務に関する連絡等」を追加挿入及びこれに伴い５以降を繰り下げ

・（別紙３）「業務別個人データ取扱者一覧」の業務内容の「資格試験事務」の次に「主任者登録事務」を追加挿入

（別紙１）

個人情報の利用目的
（日本貸金業協会）

| 個人情報の分類 | 利用目的 |
|---|---|
| １．貸金業者の登録を受けようとする者の個人情報 | ・貸金業登録のための審査<br>・登録の実施 |
| ２．協会に加入しようとする者の個人情報 | ・入会資格の審査及び会員管理 |
| ３．協会員業者に関する個人情報（個人業者における当該貸金業者の個人情報のほか、法人業者における役員等の個人情報を含む。） | ・協会員の管理・監督その他の協会事業の遂行 |
| ４．貸金業務取扱主任者研修の受講申込者の個人情報 | ・研修事務の処理（「受講要綱」参照） |
| ５．資格試験の受験申込者の個人情報 | ・資格試験の管理事務 |
| ６．貸金業務取扱主任者の登録申請者の個人情報 | ・主任者登録の管理事務 |